

第2回 吉田町下水道料金等審議会

説明資料

令和4年8月23日

議 題

- (1) 第1回審議会の審議内容確認及び本日の審議事項
(資料1 P.1、資料2)
- (2) 使用料対象経費について (資料1 P.2)
- (3) 使用料対象経費の算定 (資料1 P.5)
- (4) 収支不足額の確認 (資料1 P.13)

議 題

- (1) 第1回審議会の審議内容確認及び本日の審議事項**
(資料1 P.1、資料2)
- (2) 使用料対象経費について (資料1 P.2)
- (3) 使用料対象経費の算定 (資料1 P.5)
- (4) 収支不足額の確認 (資料1 P.13)

★第1回審議会の審議内容の確認

- 5月25日に開催した第1回吉田町下水道料金等審議会の審議内容については、審議会議事録を作成し、本日の審議会参考資料として配布いたしました（資料2）。
- 第1回審議会での内容や議事録について、不明点・疑問点など質問はございますでしょうか？

★本日の審議事項について

- 今回の審議会では、下水道使用料で賄うべき経費（以下、使用料対象経費）の性質・内容の説明を行い、現行の下水道使用料（収入）と使用料対象経費（支出）の収支不足額に基づく使用料改定の必要性について、審議を行っていただきます。
- 次回（第3回）審議会では、本日の審議会での使用料対象経費に基づく改定使用料体系についての審議を予定しています。

(1) 審議事項と全体スケジュール

★下水道料金等審議会のスケジュールと審議事項

項目	時期	審議事項
第1回 審議会	令和4年 5月25日	◇ 本審議会の審議事項と全体スケジュール ◇ 公共下水道事業概要・財務状況 ◇ 経営戦略の概要および使用料改定の方向性
<u>第2回 審議会</u>	<u>8月23日</u>	◇ <u>使用料対象経費（下水道経費の負担区分・排水需要予測・使用料算定期間）</u> ◇ <u>収支見積に基づく使用料改定の必要性</u>
第3回 審議会	11月下旬	◇ 改定使用料体系（基本使用料・従量料金の設定等）
第4回 審議会	令和5年 2月下旬	◇ 下水道使用料の改定水準 ◇ 料金等審議会答申

議 題

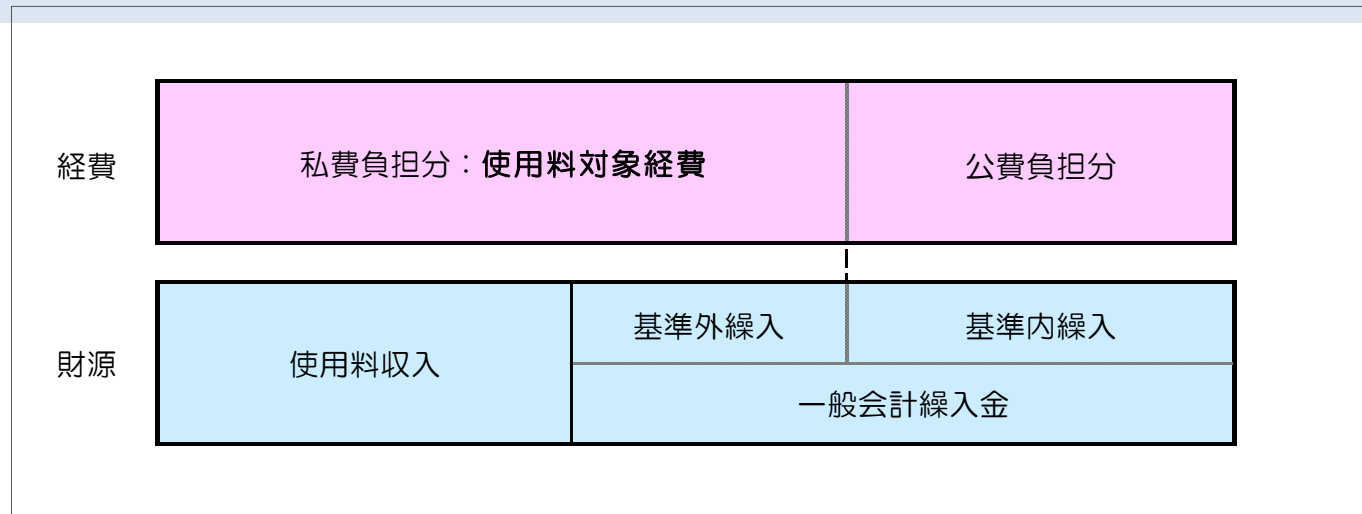
- (1) 第1回審議会の審議内容確認及び本日の審議事項
(資料1 P.1、資料2)
- (2) 使用料対象経費について (資料1 P.2)
- (3) 使用料対象経費の算定 (資料1 P.5)
- (4) 収支不足額の確認 (資料1 P.13)

★下水道経費の負担区分

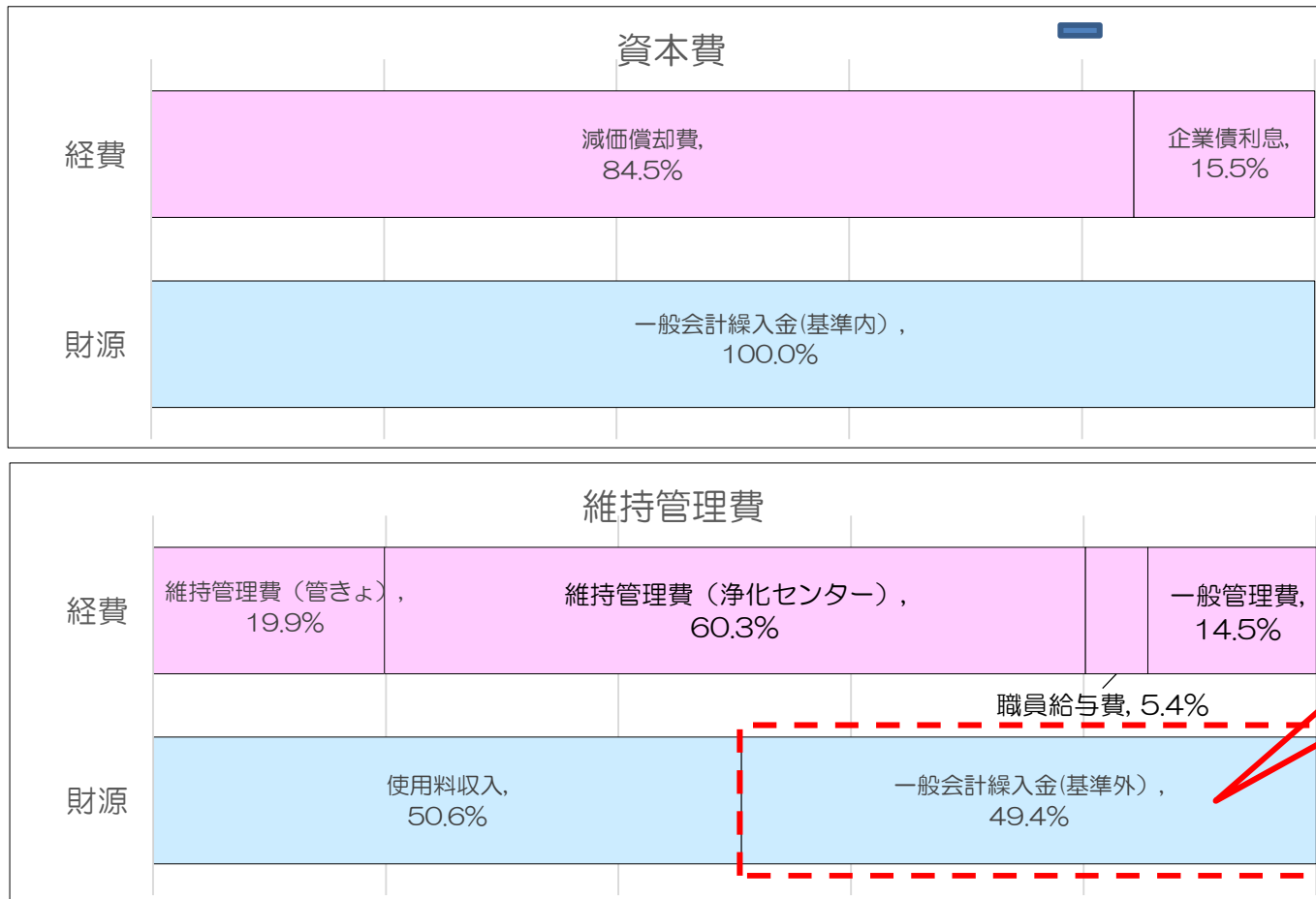
- 下水道事業運営に伴う経費には、汚水処理と雨水処理に関わるものがあります。それらの経費の負担区分は、「**汚水私費・雨水公費**」が原則となっています。
 - 公費：**国または地方公共団体が負担**する費用
 - 私費：**受益者が負担**する費用
- 「**雨水公費**」とは、雨水は自然現象に起因し、排除による受益が広く及ぶことから公費により負担することになります。
- 「**汚水私費**」とは、汚水は原因者や受益者が明らかであることから、私費（下水道使用料）により負担することになります。
- ただし、汚水処理に要する経費（**汚水処理費**）のうち、合流式下水道に比べ建設コストが割高になる分流式下水道に要する経費などは、公共用水域の水質保全への効果が高く**公的な便益も認められる**ことから公費により負担します。

★使用料対象経費とは

- したがって、**使用料対象経費とは、「污水に係る維持管理費および資本費のうち、公費負担分を除いた経費」が対象**になります。
- 一般会計が負担又は補助すべき経費（公費負担）は、経費の性質上、経営に伴う収入（下水道使用料）をもって充てることが客観的に困難であると認められるものになります。
 - 基準内繰入：繰出基準に基づく一般会計繰入金のこと
 - 基準外繰入：繰出基準外の一般会計繰入金のこと

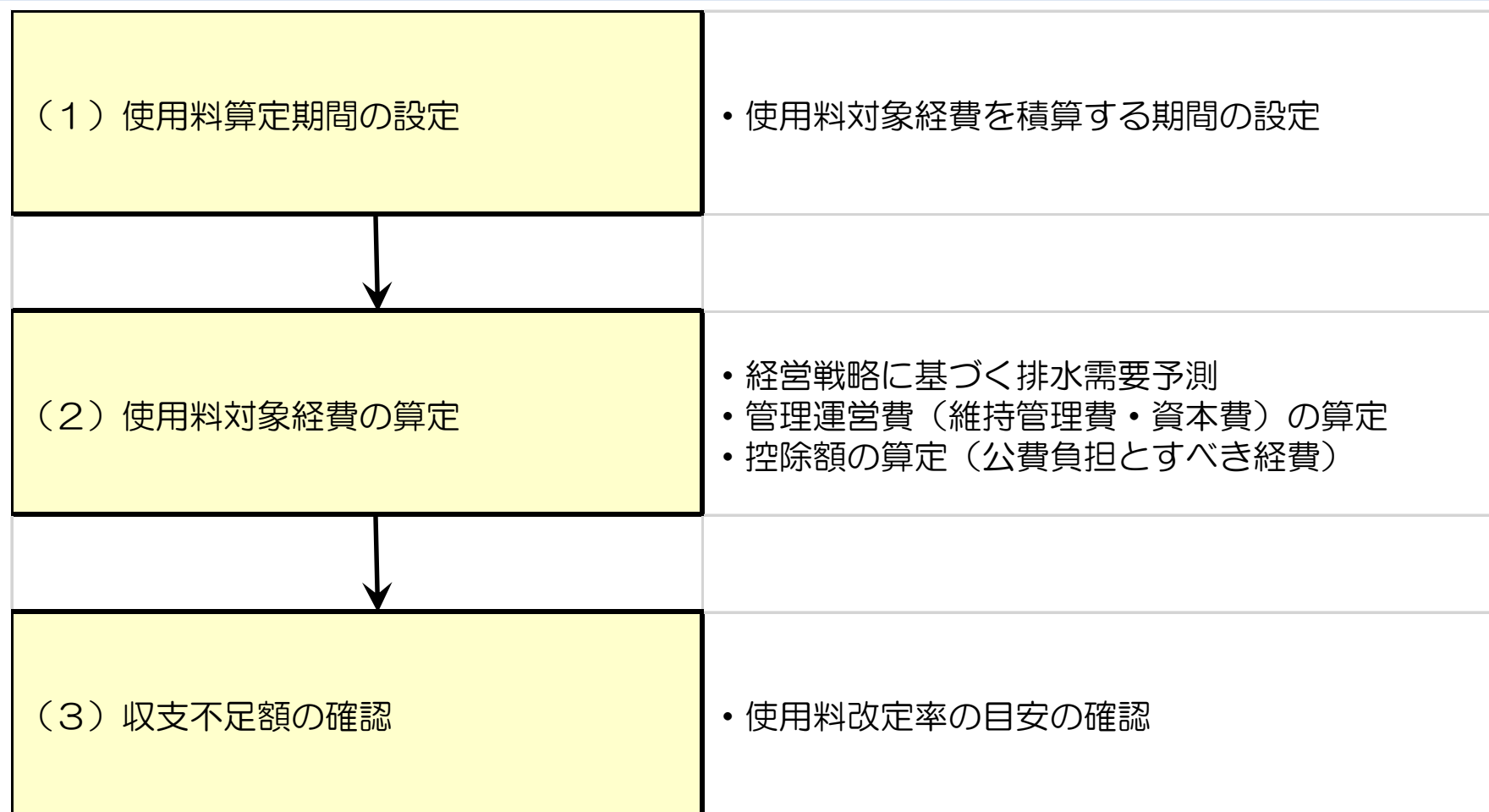


★吉田町の経費区分とその財源（令和3年度実績）



使用料で賄うべき
経費を一般会計で
補填しています

★使用料対象経費の算定手順



議 題

- (1) 第1回審議会^の審議内容確認及び本日の審議事項
(資料1 P.1、資料2)
- (2) 使用料対象経費について (資料1 P.2)
- (3) 使用料対象経費の算定 (資料1 P.5)**
- (4) 収支不足額の確認 (資料1 P.13)

★使用料算定期間の設定

- 使用料算定期間は、「下水道使用料算定の基本的考え方 2016年版 公益社団法人日本下水道協会」において、**使用料算定期間は一般的には3年から5年程度**に設定することとしています。
- 今回の使用料改定検討では、汚水処理ビジョンに基づく管きよ整備概成の予定年度である**令和4年度～令和8年度（5年間）**を使用料算定期間として設定します。

★使用料対象経費の算定

- 使用料対象経費の算定にあたっては、将来の一定期間における事業運営に必要な経費等の適正な把握が必要になります。
- そこで、企業会計方式の適用（令和2年4月）後の決算実績を基に、使用料算定期間（令和4年度～令和8年度）を対象とした使用料対象経費の算定を行います。

(1) 下水道整備計画に基づく排水需要予測

- 令和2年度および令和3年度に策定しました汚水処理ビジョン・経営戦略、公共下水道全体計画での管きよ整備区域面積・人口予測に基づき、使用料算定期間の排水需要予測を行います。
- この排水需要予測は、後ほど説明する維持管理費や下水道使用料算定の基礎となる重要な予測になるため、直近5年間（平成29年度～令和3年度）の本町実績値を用いて適切な予測を実施します。
- 排水需要予測の結果は、**「説明資料p6」**をご覧ください。

★維持管理費

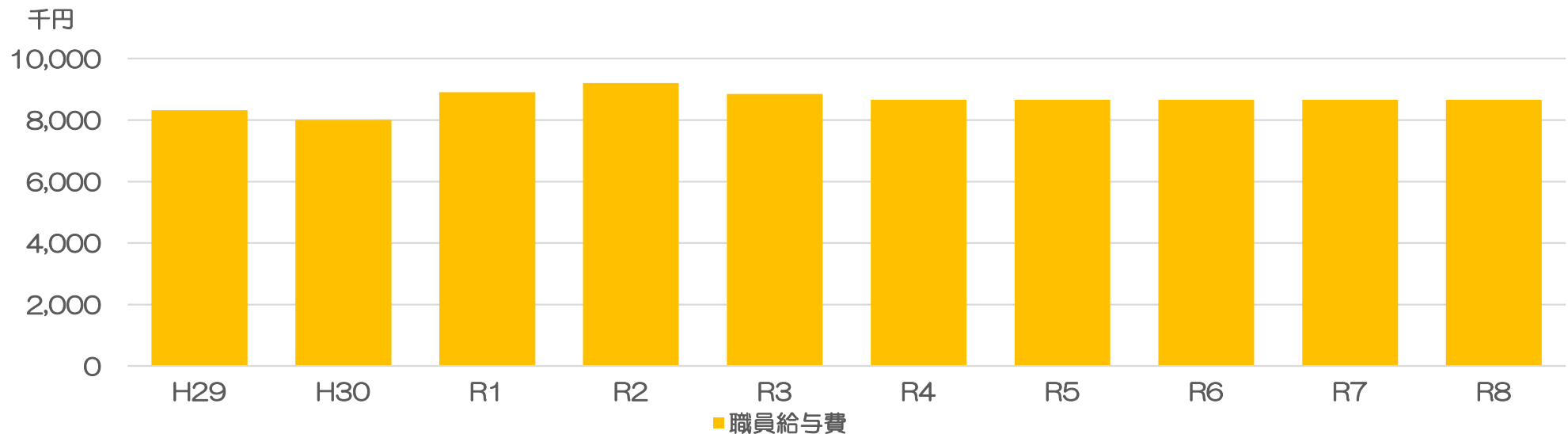
- 維持管理費は、既存の下水道施設を維持管理していくために必要な費用
- その内容は費用の目的別に、管きよ費、浄化センター費および一般管理費に分類されます。
- 費用の性質別には、人件費、電力費、材料費・修繕費、委託料などで構成されています。
- 維持管理費は、金額が大きい費目に重点を置いて性質別に算定の上、管きよ費、処理場費および一般管理費の費用の目的別に整理します。

(3) 使用料対象経費の算定

資料1 P.7

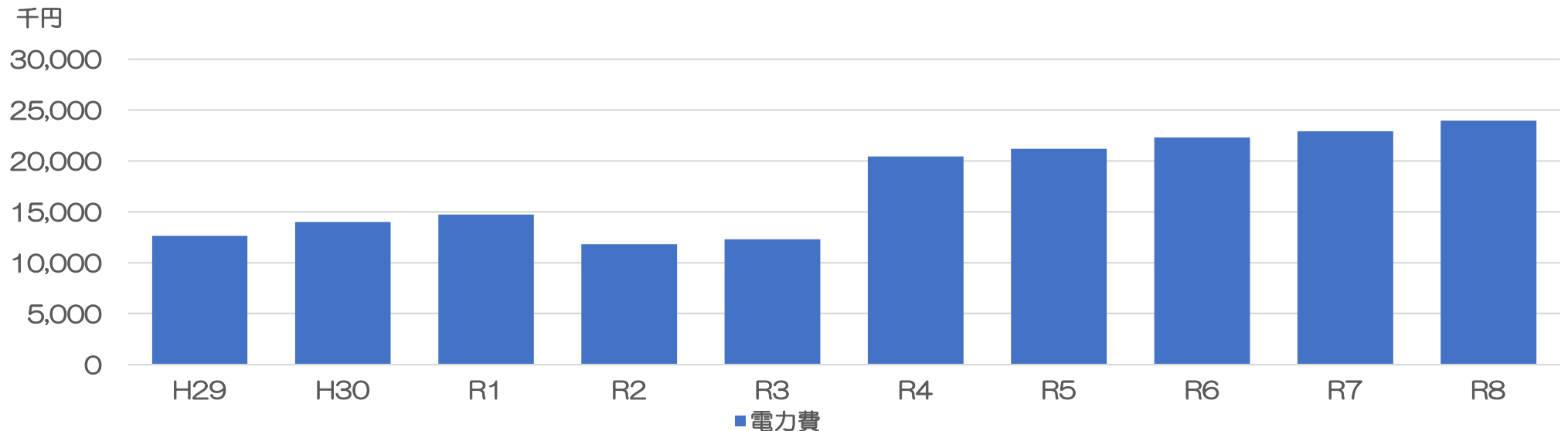
(1) 人件費

- 人件費は、維持管理部門に携わる職員に係る給料、諸手当、法定福利費、賃金、報酬、退職給付費などの総計となります。
- 直近5年間の実績平均により、使用料算定期間の人件費を算出します。
- 職員の定期的な異動を考慮して、年次昇給に伴う給与額の上昇は、直近5年間の実績に含まれているものとしています。



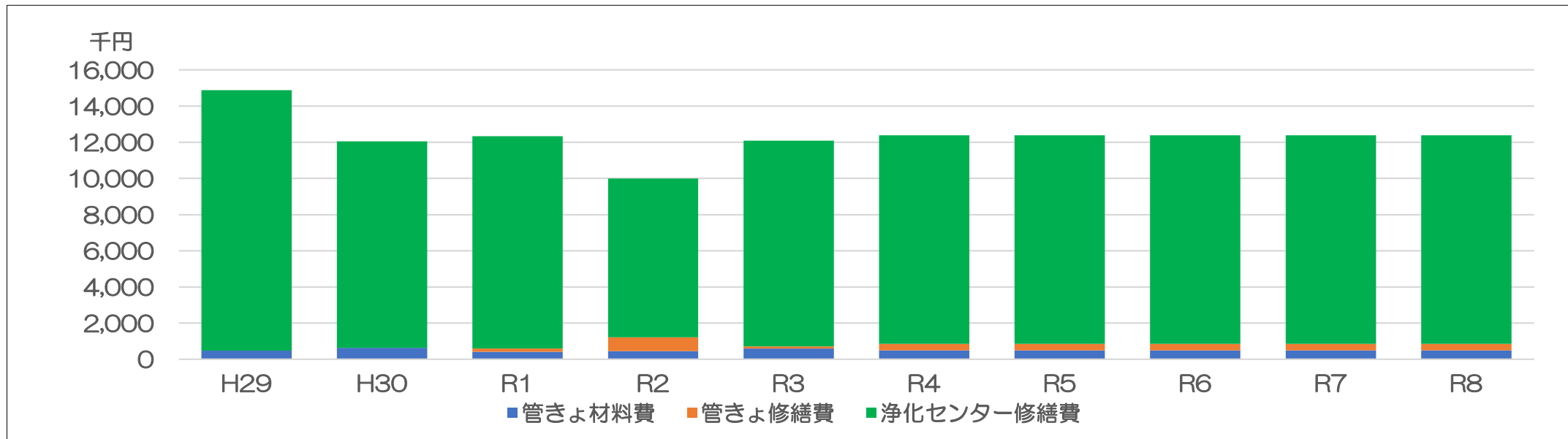
(2) 電力費

- 電力費は、**浄化センターやマンホールポンプなどの運転**に使用される電力料金であり、浄化センター流入水量の増加等を基に算出します。
- なお、今年度の4月～7月の電力費は、**直近5年間の実績に比べて約53%増加**していることから、使用料算定期間における電力費の推計は、今年度の4月～7月の電力費の増加分を見込んだ電力費を推計します。



(3) 材料費・修繕費

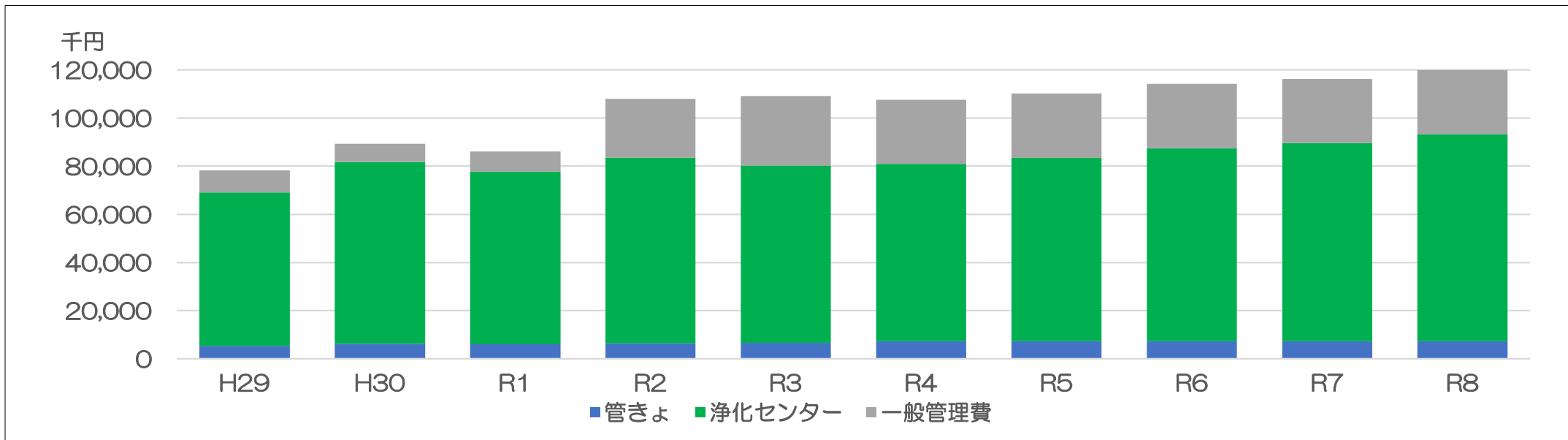
- 材料費は、**管きよ施設の維持管理に用いる材料費**
- 修繕費は、管きよ施設と浄化センター施設に分けて推計します。
- 材料費・修繕費は、直近5年間の実績平均から推計します。



(3) 使用料対象経費の算定

(4) 委託料

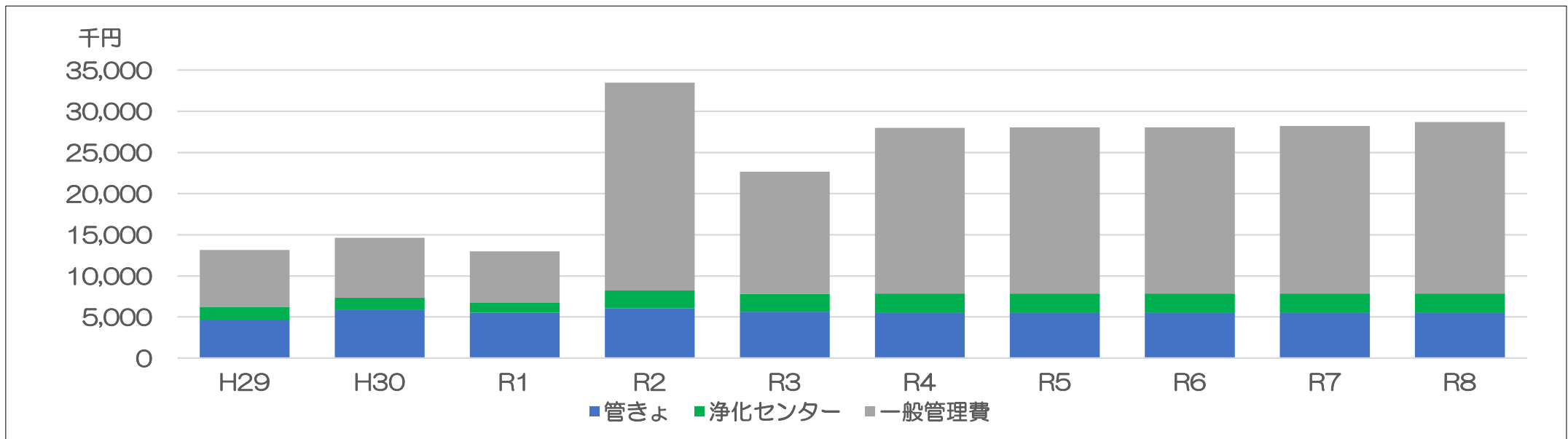
- 委託料は、管きよ（マンホールポンプ）の保守点検、下水道情報管路システム等の委託、浄化センターの運転管理、保守点検、汚泥処理、機械電気設備点検の委託を行うものとして計上します。
- 一般管理費の委託料は、下水道計画策定・見直し等の業務委託費用を計上。



(3) 使用料対象経費の算定

(5) その他維持管理費

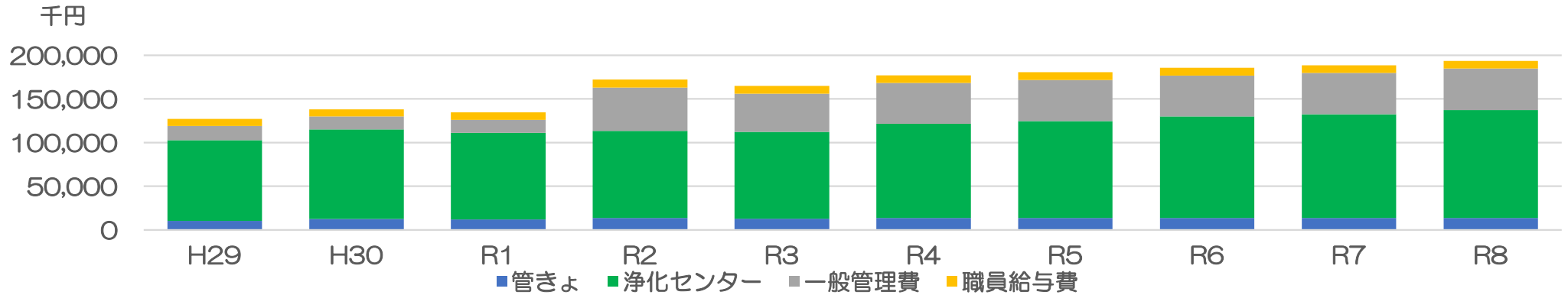
- その他の維持管理費は、管きよ、浄化センター、一般管理費の物品購入費・借上料、手数料などを計上。



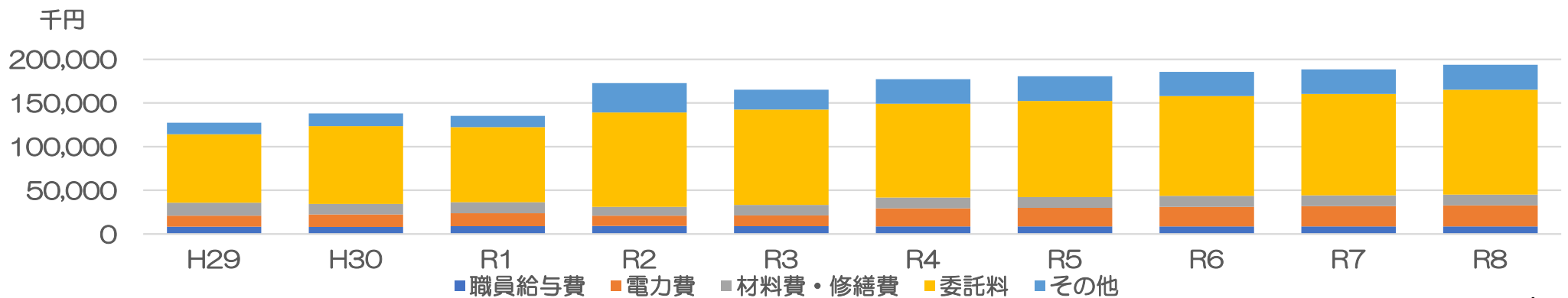
(3) 使用料対象経費の算定

資料1 P.7~11

★維持管理費まとめ（目的別）



★維持管理費まとめ（性質別）



★資本費

- 資本費は、**下水道施設を整備するために必要な費用**で、減価償却費などおよび資産維持費から構成されています。

(1) 減価償却費など

- **減価償却費、企業債等支払利息**を資本費として計上します。
- 減価償却費とは、時間の経過により資産の価値が減少した分に相当する金額を費用として計上したものの。

(2) 資産維持費

- 資産維持費とは、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化・耐震化などにより増大することが見込まれる場合、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、サービスを継続していくために必要な費用（増大分に係るもの）として、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築・更新計画に基づいて算定します。

★公費負担額の算定

- 使用料対象経費は、維持管理費及び資本費から構成される下水道管理運営費から、使用料の対象に含めるべきでない経費等を控除して算定します。

(1) 資本費

- 本町における資本費については、現状では分流式下水道に要する経費の全部を公費負担の対象にしており、減価償却費、企業債等支払利息の資本費は全額公費負担（基準内繰入）となっています。
- 本来、資本費については、「汚水私費」の原則から使用料対象経費として計上し、公費負担の軽減を図る必要がありますが、今回の使用料改定検討では、現在の本町の繰入基準を考慮し、使用料対象経費から公費負担分として資本費を控除します。

(2) 維持管理費

- 維持管理費については、基本的には全額私費負担となるため、維持管理費は全額使用料対象経費とします。

議 題

- (1) 第1回審議会の審議内容確認及び本日の審議事項
(資料1 P.1、資料2)
- (2) 使用料対象経費について (資料1 P.2)
- (3) 使用料対象経費の算定 (資料1 P.5)
- (4) 収支不足額の確認 (資料1 P.13)

- 現行使用料体系を基に推計した使用料収入と使用料対象経費を比較し、収支不足額の確認を行うとともに、使用料改定率の目安を確認します。
 - なお、使用料対象経費算定期間（令和4年度～令和8年度）の推計は、推計した使用料対象経費に加えて、直近の物価上昇傾向として毎年2%の物価上昇を見込む場合についても試算を行いました。
 - 推計結果のまとめとして、直近2年間（令和2年度、令和3年度）の維持管理費の実績と、使用料算定期間（令和4年度～令和8年度）の推計結果を示すとともに、現行の使用料体系、使用料改定時の使用料収入、経費回収率を「**説明資料p14**」に示します。

★使用料改定率の目安

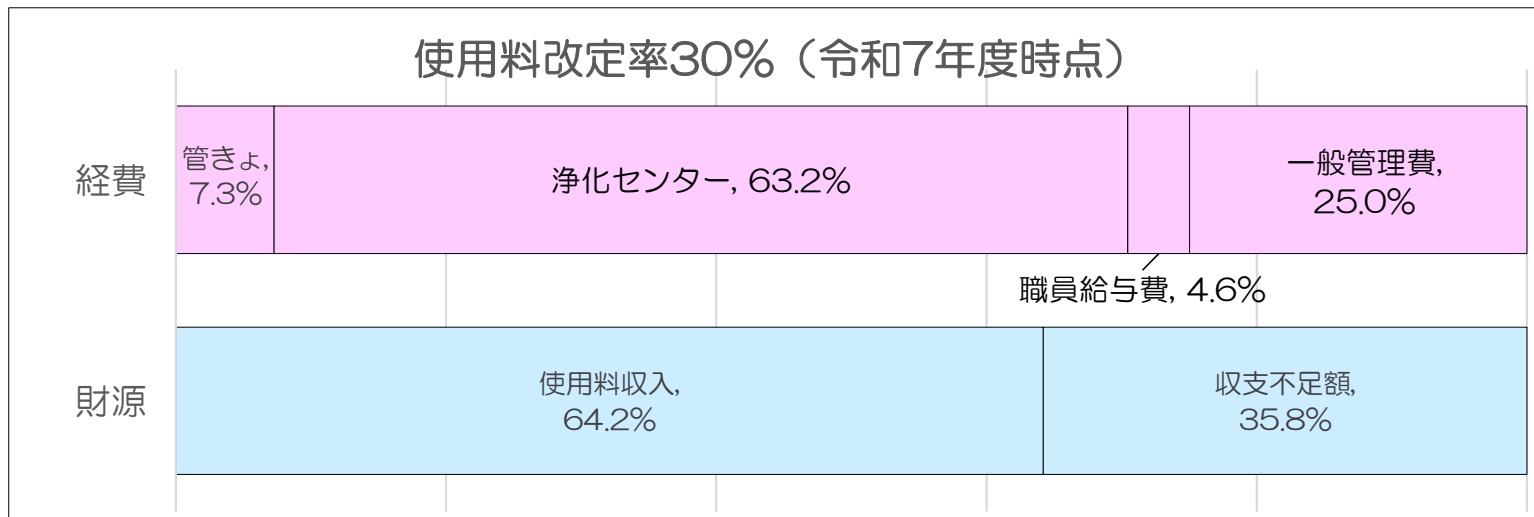
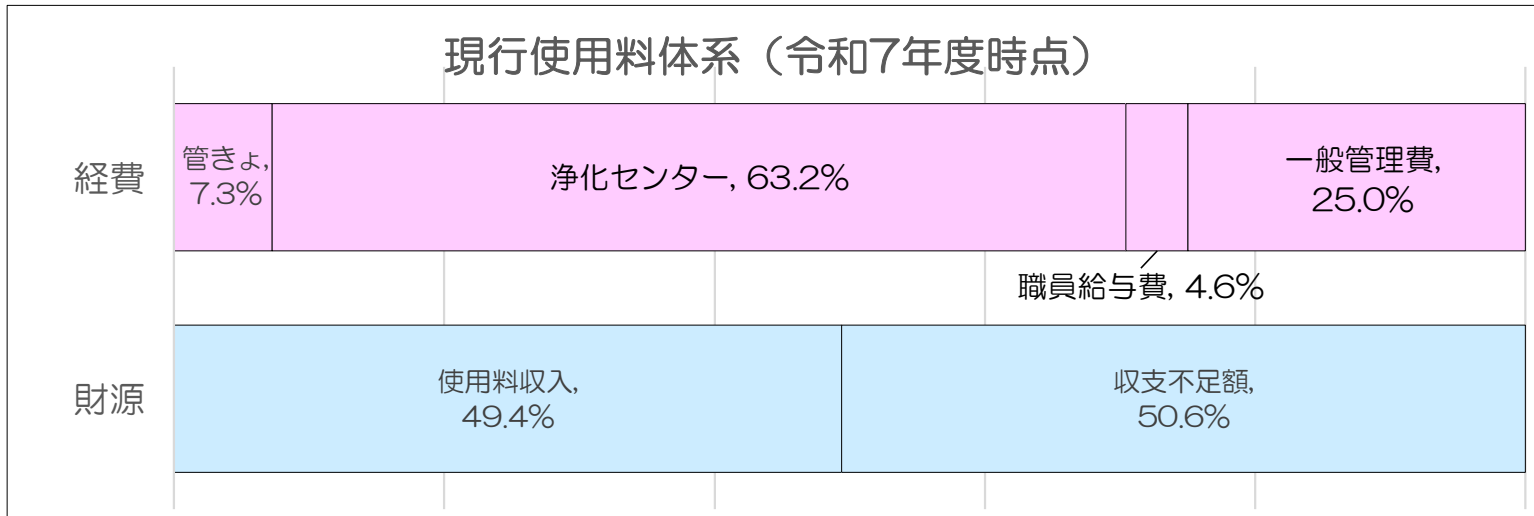
- 経営戦略における使用料改定の目標値である「令和7年度で経費回収率80%」を達成するためには、今回の使用料改定率の目安は**約60%増**となります。この理由としては、今年度の電気料金の値上げによるものが大きく、経営戦略策定時の**使用料改定率である33.0%増を大きく上回る推計結果**になりました。

$$\begin{aligned} \text{使用料改定率} &= \text{R7目標経費回収率} : 80\% \div \text{R7の推計経費回収率} ; 49.4\% \\ &= 161.9\% \end{aligned}$$

★今回の使用料改定率について

- 電気料金の上昇を考慮した約60%の使用料改定は、近年の他都市における使用料改定率や、家計への影響を考慮すると現実的ではないことから、**今回の使用料改定率は、経営戦略策定時の設定値の33%→約30%とします。**

(4) 収支不足額の確認



★下水道料金等審議会のスケジュールと審議事項

(1) 次回審議会の審議予定事項

- 今回の審議では、下水道使用料で賄うべき使用料対象経費の性質・内容の説明を行い、現行の下水道使用料(収入)と使用料対象経費(支出)の収支不足額に基づく使用料改定の必要性について、討議を行っていただきました。
- 令和2年度に策定した経営戦略では、経費回収率80%を目指した下水道使用料改定率33%増を令和6年度までに実施する方針としており、その方針に基づく使用料改定率について、審議会の意見をいただきながら取りまとめを進めます。
- 次回審議会(11月下旬予定)では、今回提示した使用料対象経費の推計内容と改定率を基に、改定使用料体系(基本使用料・従量料金の設定等)の内容について審議を行って頂きます。

(2) 次回審議会の審議事項

項目	時期	審議事項
第1回 審議会	令和4年 5月25日	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 本審議会の審議事項と全体スケジュール ◇ 公共下水道事業概要・財務状況 ◇ 経営戦略の概要および使用料改定の方向性
第2回 審議会	8月23日	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 使用料対象経費(下水道経費負担区分・排水需要予測・使用料算定期間) ◇ 収支見積に基づく使用料改定の必要性 ◇
<u>第3回 審議会</u>	<u>11月下旬</u>	<ul style="list-style-type: none"> ◇ <u>改定使用料体系(基本使用料・従量料金の設定等)</u>
第4回 審議会	令和5年 2月下旬	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 下水道使用料の改定水準 ◇ 料金等審議会答申



ご静聴ありがとうございました。